

平成 29 年 3 月 1 日

商 工 中 金

**商工中金が福島県信用保証協会との協調融資制度
“商工中金コラボ保証”の取扱いを開始**

商工中金は、各地の信用保証協会と連携して、中小企業の資金ニーズに積極的に対応しています。

商工中金（福島支店）は、福島県信用保証協会（会長：村田 文雄氏）と連携して、中小企業の皆様向けに協調融資制度「商工中金コラボ保証」を創設し、取扱いを開始しました。

福島県信用保証協会との協調融資制度「コラボ保証」は、商工中金が福島県信用保証協会保証付にて融資を実施するとともに、同一の貸出条件によるプロパー融資を一定額以上の金額で行うものです（制度概要は別紙参照）。

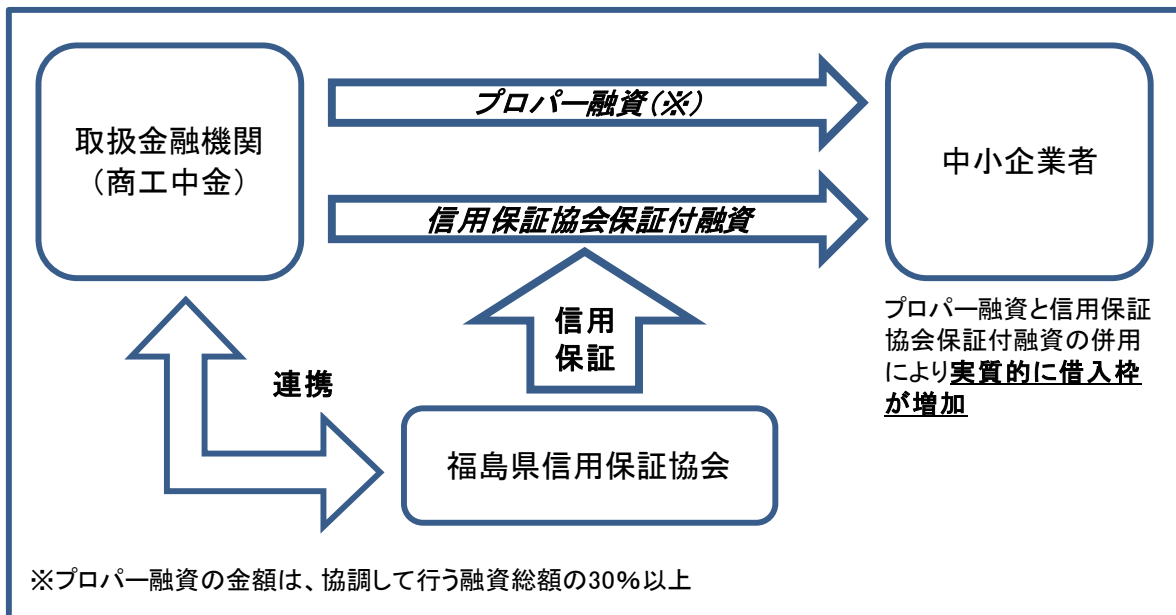
本制度は、一定の要件を満たす中小企業の皆さまの借入枠を実質的に増加させることで円滑な資金調達を実現するものです。

商工中金は、福島県信用保証協会をはじめ各地の信用保証協会と連携を深め、地域の中小企業の皆さまの成長と発展に貢献してまいります。

福島県信用保証協会との協調融資制度「商工中金コラボ保証」の概要

1. 制度スキーム

商工中金が福島県信用保証協会保証付にて融資を実施するとともに、貸付形式、返済方法、貸付期間及び連帯保証人等が信用保証協会保証付融資と同一条件のプロパー融資を取り組むものです。なお、プロパー融資の金額は、協調して行う融資総額の30%以上となります。



2. 概要

項目	内容
協調融資	商工中金が福島県信用保証協会保証付融資の取扱いと同時に、貸付形式、返済方法、貸付期間及び連帯保証人等が信用保証協会保証付融資と同一条件のプロパー融資を取り組むもの。なお、プロパー融資の金額は、協調して行う融資総額の30%以上。
対象者	福島県内の中小企業者で以下の全ての要件を満たす先 ① 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算（個人は確定申告で貸借対照表の作成）を行っていること ② 商工中金との与信取引歴が6か月以上あること
資金使途	運転資金または設備資金などの事業資金
保証限度額	2億8千万円以内（普通保証2億円、無担保保証8千万円）
連帯保証人	法人の場合は原則代表者（実質経営者を含む）。個人の場合は原則保証人不要
担保	必要に応じ要
その他	利用する各保証制度要綱の定めによる